

児童福祉施設最低基準

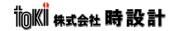
保育所

(設備の基準)

第32条 保育所の設備は、次のとおりとする。

- 1. 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室調理室及び便所を設けること。
- 2. 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき 1.65 平方メートル以上であること。
- 3. ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児一人につき3.3平方メートル以上であること。
- 4. 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 5. 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。)、調理室及び便所を設けること
- 6. 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児一人につき 1.96 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児 一人につき 3.3 平方メートルであること。
- 7. 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 8. 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及び への要件に保育室等を3階以上に設ける建物は、次の口からチまでの要件に該当するものであること。
 - イ.建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する 耐火建築物(同号口に該当するものを除く。)であること。
 - **ロ**.保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区 分	施 設 又 は 設 備
2階	常用	1. 屋内階段
		2. 屋外階段
	避難用	1. 建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第123条第1項各号又は同
		条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項の場合において
		は、当該階段の構造は、建物物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室
		とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、
		第3号及び第9号を満たすものとする。
		2. 待避上有効なバルコニー
		3. 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ず
		る設備
		4. 屋外階段
3 階	常用	1. 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内
		階段



		2. 屋外階段
	避難用	1. 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内
		階段(ただし、同条第1項の場合においては当該階段の構造は、建築物の1階か
		ら3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡
		することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)
		2. 建築基準法第2条第7号に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる
		設備。
		3. 屋外階段
4階	常用	1. 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内
以上		階段
		2. 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

- **ハ** ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行 距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。
- 二. 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、該当床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を 防止するため に必要な措置が講じられていること。
- **ホ**. 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- へ. 保育所等その他乳児又は幼児が出入し、または通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- ト. 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- チ.保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が設けられていること。

職員

第32条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき一人以上、満 1 歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき 1 人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき 1 人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。



保育時間

第33条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者 の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

保育の内容

第35条 保育所における保育の内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び 昼寝のほか、第12条第1項に規定する健康診断を含むものとする。

保護者との連絡

第36条 保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、 その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

時設計は園舎設計、保育園、幼稚園、認定こども園の園舎設計を専門でおこなっています。 安心こども基金、補助金、交付金、入札情報について詳しいご説明・ご相談をいたします。



東京本社

〒103-0004 東京都中央区東日本橋 3-12-11 アヅマビル

TEL 03-3661-3673 FAX 03-3661-8376 E-mail info@tokisekkei.co.jp

九州営業所

〒896-1108 熊本県菊池郡菊陽町光の森 7-42-8 トミーマンション光の森 102-A 号

TEL: 096-233-3191 FAX: 096-285-426

沖縄営業所

〒901-0155 沖縄県那覇市金城 2-11-4 エナジーワン 302